

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第6号

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の交付申請) 第4条 <省略> 2及び3 <省略> 4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）からその者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。 (受給者証の更新申請等) 第4条の2 <省略> <u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2項第1号に定める書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、同項の規定による障害者医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届の提出を省略させることができる。</u>	(受給者証の交付申請) 第4条 <省略> 2及び3 <省略> 4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。 <u>以下「開始日」という。</u> ）からその者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。 (受給者証の更新申請等) 第4条の2 <省略>

<p><u>3</u> 第1項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）」とあるのは「前回の有効期限の翌日」と読み替える。</p> <p><u>4</u> <省略></p>	<p><u>2</u> 前項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（）」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。</p> <p><u>3</u> <省略></p>
---	---

第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。